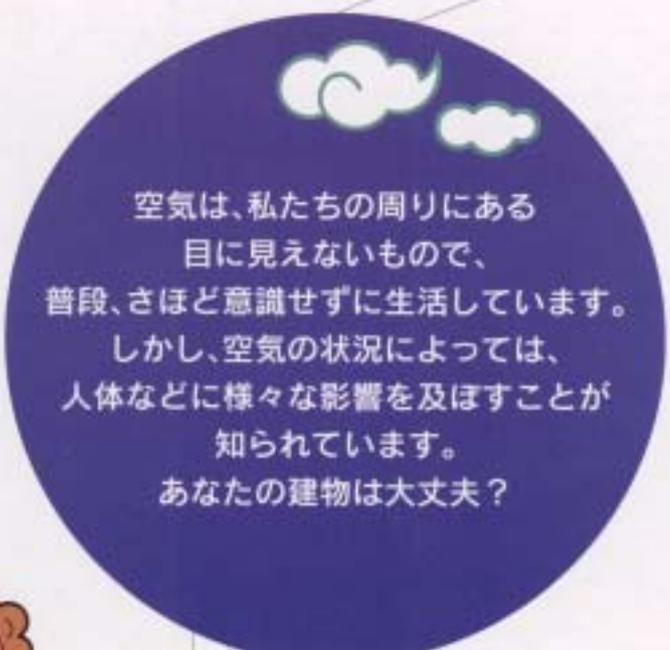
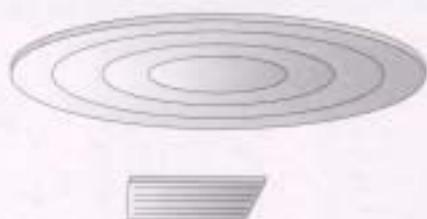


SENDAI CITY

特定建築物における〔室内空気環境〕



空気は、私たちの周りにある
目に見えないもので、
普段、さほど意識せずに生活しています。
しかし、空気の状況によっては、
人体などに様々な影響を及ぼすことが
知られています。
あなたの建物は大丈夫？



仙台市

要注意

こんな症状 ありませんか？

足元が寒い

嫌な匂いがする
カビ臭い

蒸し暑い

喉の調子が悪い

目ガチカチカする
吐き気がする



これらの不調は、空調機が原因かもしれません。
ビル内の空気環境の適切な管理は、ビルの使用者、利用者の快適な日常生活を確保する上で、不可欠なものとなっています。

〈シックビルディング症候群〉

ビル内にいる人の多くが、同時期に身体の不調を訴える現象で、欧米諸国で1980年代に社会問題となりました。屋外にいるときは何ともないのに、ビルの中に入ったとき症状を訴えるという特徴があります。

症状は…

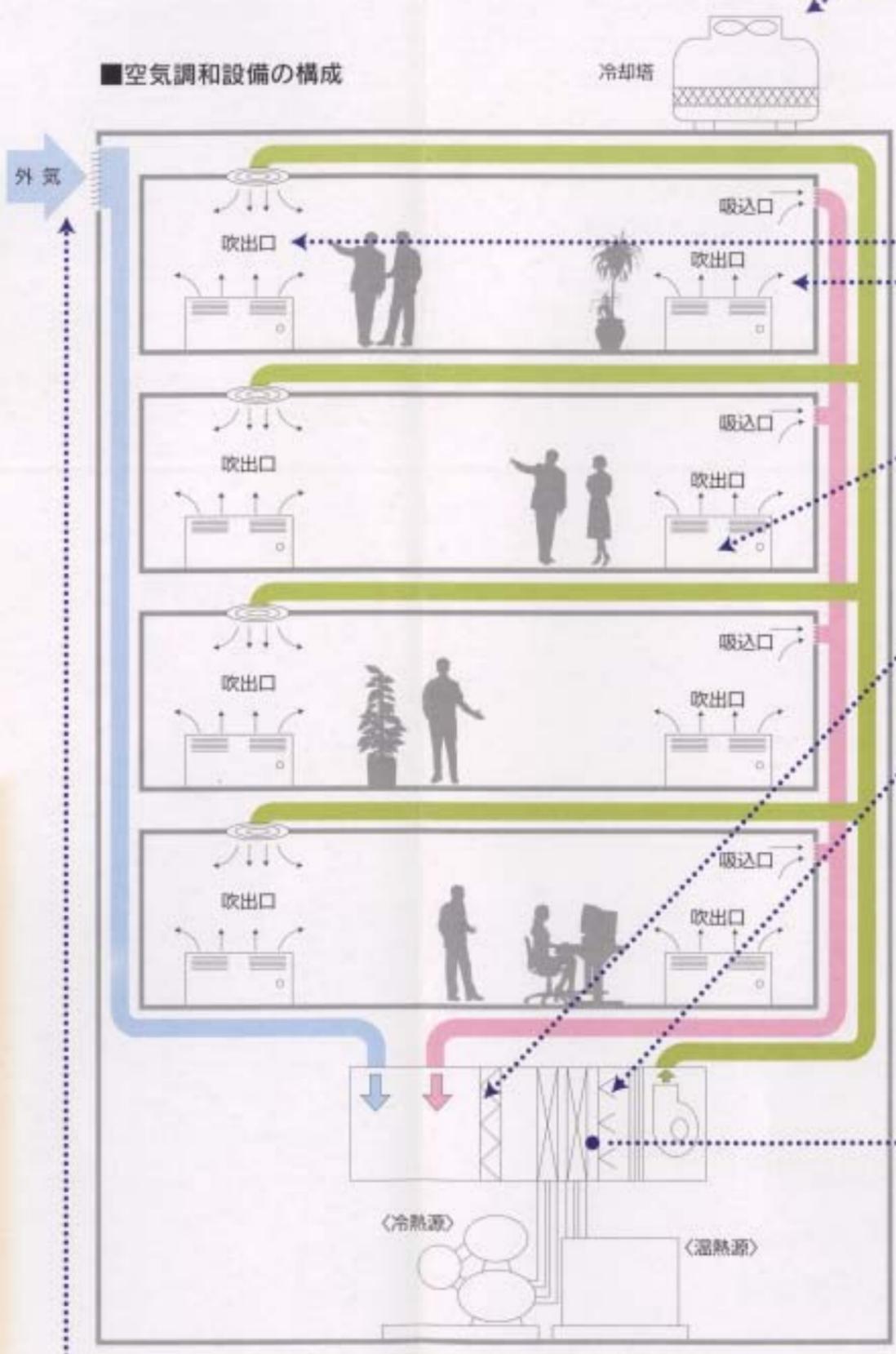
- 目に刺激感があり、チカチカする
- 頭痛やめまい、吐き気がする
- 鼻水や涙、咳が出る
- 鼻や喉が乾燥したり、刺激感や痛みがある
- 何となく疲れを感じたり、眠気がする
- 皮膚が乾燥する、赤くなる、かゆくする など

シックビルディング症候群の原因となる揮発性有機化合物にはたくさん種類がありますが、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」では代表的なホルムアルデヒドの量について基準が定められています。ホルムアルデヒドの放散の少ない材料、備品の選定と十分な換気により、シックビルディング症候群からビルの使用者、利用者を守りましょう。

大事です

空調機の維持管理

■空気調和設備の構成



冷却塔の点検、清掃

冷却塔、冷却塔水は、使用開始時及び使用開始した後、1ヶ月以内ごとに1回、定期にその汚れの状況を点検し、必要に応じ清掃及び換水を行いましょ。冷却塔・冷却水の水管の清掃は1年以内ごとに1回、定期に行いましょう。

〈望ましい例〉

- ・使用開始前、使用終了後には化学的洗浄を実施
- ・使用期間中は、1ヶ月に1回以上、物理的洗浄を実施
- ・レジオネラ菌の検査を1回/年以上実施
- ・抗レジオネラ薬剤の使用

吹出し口(気流調整装置)の点検

・汚れの状況、空気の流れに偏りがないか等

エアフィルタの点検

- ・ろ材の汚染状況
- ・ろ材の変形、空気漏れ
- ・フィルタチャンパ内部の汚染状況
- ・圧力損失
(自動更新形の場合、次の項目も点検)
- ・装置の作動状況
- ・タイマー又は差圧検知管の作動状況

加湿装置の点検、清掃

- ・スプレーノズルの閉塞状況
- ・エリミネータのサビや損傷の有無
- ・噴霧状況
- ・水路又は蒸気路の蒸発残留物の堆積状況

使用開始時及び使用を開始した後、1ヶ月以内ごとに1回、定期にその汚れの状況を点検し、必要に応じ清掃等を行いましょ。加湿装置の清掃は1年以内ごとに1回、定期に行いましょう。 ※必要に応じ清掃、部品交換等を行いましょ。

空気調和設備内に設けられた排水受の点検、清掃

排水受けの使用開始時及び使用を開始した後、1ヶ月以内ごとに1回、定期にその汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行いましょ。

外気導入量の点検、調整

- ・1人当たり20m³/H以上(25m³/H以上が望ましい)
- ・個別管理方式の場合、全熱交換機のスイッチの入れ忘れは無いですか？

空気調和設備等の維持管理

空気調和設備(空気を浄化し、その温度・湿度及び流量を調節して供給(排出を含む)をすることができる設備をいう)を設けている場合は、居室における表1の全ての項目について、おおむね基準に適合するように空気を浄化し、その温度・湿度及び流量を調節して供給しなければなりません。

機械換気設備(空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいう)を設けている場合は、居室における表1の1から3まで、6及び7の項目について、おおむね基準に適合するように空気を浄化、その流量を調節して供給しなければなりません。

(表1)

測定項目	基準	測定(2ヶ月以内毎に1回)	
		空気調和設備	機械換気設備
1 浮遊粉じんの量	0.15mg/m ³ 以下	○	○
2 一酸化炭素の含有率	10ppm以下	○	○
3 二酸化炭素の含有率	1,000ppm以下	○	○
4 温度	17~28℃	○	
5 相対湿度	40~70%	○	
6 気流	0.5m/秒以下	○	○
7 ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ 以下	※	※

通常の使用時間中に、各階ごとに、居室中央部の床上75cm~120cmの位置で測定する。

※ホルムアルデヒドの量の測定は、新築・増築・改築・大規模修繕・大規模模様替を完了し、使用開始後最初に到来する6/1~9/30の期間中に1回、測定する。

空調機の適切な維持管理により、良好で快適な室内空気環境を!

お問い合わせは

仙台市健康福祉局保健衛生部生活衛生課

☎ (022) 214-8206

R100

全空調効率100%両生館を使用しています